

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 5 回定例  
6 月 4 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 6 月 4 日に教育委員会第 5 回定例会を招集した。

- |   |           |                     |              |           |
|---|-----------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 26 年 6 月 4 日 (水) | 開会           | 13 時      |
|   |           |                     | 閉会           | 14 時 40 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室             |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長               | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委員長職務代理者            | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                 | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                 | 斉 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員                 | 興 直 孝        |           |
|   |           | 委 員 (教育長)           | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓             | 教育次長         |           |
|   |           | 水 元 敏 夫             | 教育監          |           |
|   |           | 池 田 和 久             | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 高 橋 雄 幸             | 健康安全教育室長     |           |
|   |           | 山 本 知 成             | 教育政策課長       |           |
|   |           | 中 川 好 広             | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 平 松 明 子             | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕             | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸             | 福利課長         |           |
|   |           | 林 剛 史               | 義務教育課長       |           |
|   |           | 渋 谷 浩 史             | 高校教育課長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜             | 特別支援教育課長     |           |
|   |           | 北 川 清 美             | 社会教育課長       |           |
|   |           | 増 田 曜 子             | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 福 永 秀 樹             | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明             | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 渡 邊 聡               | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫             | 中央図書館長       |           |
|   |           | 杉 本 寿 久             | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 羽 田 明 夫             | 義務教育課人事監     |           |

#### 4 その他

(1) 報告事項 1 ~ 4 は了承された。

## 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、高橋委員、興委員に願います。

## 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
報告事項 4 は県議会に報告する案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

溝 口 委 員： 異議なし。

高 橋 委 員： 異議なし。

斉 藤 委 員： 異議なし。

興 委 員： これまでも県議会定例会に報告することを理由に審議が非公開とされているが、なぜ県議会に報告する案件が非公開でないといけないのか。その必然性を説明してほしい。

教 育 長： 教育委員会定例会の公開審議にすると、県議会に提出する前にオープンとなってしまいが、先に県議会議員に諮るのが筋ではないか。なお、この取扱いについては、他部局も同様の判断をしているものと思われる。

興 委 員： 県議会議員の立場は分かるが、教育委員会の政策審議が、むしろ透明性を持って行われることが重要であり、そのような活動を通して、県議会議員もこの教育委員会の活動を見ていると思うので、その点については理解いただけるのではないか。これまでの踏襲を前提として今回は非公開とするにしても、可能であればこのような議案は公開の場で審議されていくようにしてほしい。県議会の窓口は教育委員会だけではないので、他の行政部局と連絡を取り合って対応の仕方について前向きに検討するようお願いする。

委 員 長： 極力公開できるものについては公開していくが、県議会と教育委員会では役割が違うので、県議会の行動を制約するような形で、我々教育委員会の審議が公開されるのは必ずしも良いことではない。その点も整理していただきたい。

それでは、報告事項 4 を非公開とする。今回は公開案件から審議を始める。

## 報告事項 1 教育行政の点検及び評価

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 教育行政の点検及び評価」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 今の説明では、今後は教育に関する学識経験者 3 人に点検や評価をお願いするとのことだが、これまではもっと少なかったということか。

教育政策課長： 一昨年までは 1 人であった。

興 委 員： 点検評価の方法について、書かれている内容は類推できるが、資料にある「アクションプランに沿って、成果指標及び進行管理指標の達成状況を示すとともに」は、もともと規定されているアクションプランに沿って行われた取組の達成状況を示しているのか。この表現はアクションプランに対してどの程度の達成が見込まれたかについて、達成状況を示すということでもいいのか。

教育政策課長： アクションプランに掲載されている成果指標ならびに進行管理指標の進捗状況を示すものである。

興 委 員： それはそれまで担当課室が行ってきた評価の概観のまとめか。

教育政策課長： そうである。

興 委 員： 課室が所管する主要な取組の評価は、誰が行うのか。

教育政策課長： まず各課室において、文書で評価を作成する。それを先ほどの学識経験者に見ていただいたり、教育委員の意見をいただいたりして、直していくというイメージである。

興 委 員： そうであれば、平成 25 年度の主要な取組の評価と今後の取組を「学識経験者の知見を活用」して作成していく、とのことだが、今後の取組への活用はどうなっているのか。

教育政策課長： 原案では、まずこれまでどのような取組をしてきたのかと、それからそれに対して各課室がどのような評価をしているのかを明らかにする。そしてその評価を踏まえて、その評価の仕方が適切だったのかについて御意見をいただいて、直していくものである。

興 委 員： 学識経験者の知見が生かされるのは、評価と今後の取組についてなのか。

教育政策課長： そうである。今後の対応についても見ていただく予定である。

興 委 員： 学識経験者に今後何をすべきかを託すことが本当に必要なのかどうかという問題があると思う。

もう一つ、「各課室が所管する」と書かれているが、これは県教育委員会の施策が課室ごとの個々の事業となっており、県教育委員会としてそれらを全体としてまとめた評価が十分できていないと思う。それについては教育行政のあり方検討会でも話題になった。各課室が所管する個々の事業を、大きな括りとして静岡県教育委員会が整理して、それを学識経験者に託して全体として評価してもらう取組が必要ではないか。評価を行う学識経験者が 1 人から 3 人に増えたのはよかったと思うが、対応のやり方についてはもっと知恵を出してほしい。

教 育 長： 各課室が所管する主要な取組や今後の取組を学識経験者に評価してもらおうことと併せて、アクションプランの各章ごとに課室の枠を越えてテーマが設定されているので、それについても点検や評価を行っていく。例えば、第一章は複数の課室が担当しているが、それについても点検や評価を行うという形になっているので、今の興委員の趣旨は章ごとの点検評価の中で生かされてくると思う。

興 委 員： 今後の作業スケジュールの 5 月下旬の予定に「教育委員会事務局各課

室による自己評価」とされている。そこでは各課室で出てきた結果をまとめて評価すると説明されたが、資料「3 点検評価の方法」の表現ではそのようには読めない。したがって、各課室から事業やその成果を提出してもらい、事務局全体でそれを総括して自己評価し、それを学識経験者に願います。そうすればプロセスが図られる形になるので、そのような意識で「3 点検評価の方法」の表現を改めてもらいたい。

もう一つは、学識経験者による意見についてである。自分たちがどのように考えたかをまとめた上で、学識経験者に意見を求めるのであれば県教育委員会としての自主性が見えてくるが、最初から第三者に任せるのでは問題である。各課室でまとめたものについて事務局で評価を作るが、その過程で事務局としての考えを出してほしい。

教育政策課長： この学識経験者の3人は、生涯学習審議会の委員で、全体の状況をよく御存知として選ばせていただいた。生涯学習審議会の審議が今回のアクションプランの作成の前段階の意味合いが強く、その意味で全体を体系的にあるいは総合的に御存知の方々である。

興 委 員： 生涯学習審議会で知恵を出してもらったかもしれないが、アクションプランは教育委員会の責任で作ったので、教育政策課長の今の説明では意味をなさないと思う。

教 育 長： 教育委員会自体がどう総括しているのかという、我々の独自性をまずは示すのが大前提である。

委 員 長： アクションプランは事務局から出されたのではなく、我々教育委員が積極的に参加してプログラムを作ってきた。そのため、我々自身が評価されているという認識でいる。

興 委 員： 教育行政のあり方検討会の中では、地教行法第27条の点検評価の意味合いについて言及した委員があり、その中で「第三者評価が必要」という議論もあったが、あえてそのようなことは求めなかった。その趣旨は、法の第27条は教育委員会が点検評価をする責任があるということである。その過程の中で、第三者の知見を活用することも求められているが、教育委員会が一義的に評価をして第三者の意見を付すことがあったとしても、最終的に出てくるのは教育委員会としての点検評価結果である。基本的に教育委員会を評価できる第三者とは、法規定上はあくまで議会以外にはないと考えている。

教 育 長： 今回は教育委員会事務局が中心となって自己評価し、それを学識経験者に見ていただき、その上で教育委員会に評価をしていただくという流れである。最初の段階から教育委員会として自己評価をすべきということであれば、事務局案を学識経験者に見ていただく前に、定例会で御意見をいただくということも考えている。しかし、今回の分についてはここまで進んでいるので、このままやらせていただきたい。

興 委 員： 最終的な点検評価をするのは教育委員会だが、教育委員会が何も関与せずに第三者の学識経験者に任せるのは適切ではない。その意味では、

教育長の報告のような手続きを入れてもらえればありがたいと思う。ただし、「今回はこれをお願いしたい」とのことであり、時間的な制約もあるので現実的な対応をしてもらってもよい。この場で教育委員会に情報を提供してもらえばよいのではないか。

委員 長： これまでの作業の中でもいろいろな議論がなされてきた。ただ、手続きを変えたことで我々の点検と評価がおろそかになるということではないので、適切に対応してほしい。

溝口委員： まずは透明性を持ってほしいが、第三者委員会に任せたら透明になるというものでもない。皆の評価が公明正大になされるには、透明性が大切になってくるので、それを意識してほしい。

教育長： 情報提供の御意見もあったので、作業スケジュールの6月下旬「学識経験者による意見」をいただく前に、事務局の評価案を教育委員会にお示ししていく。

委員 長： 他に異議はないか。

委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査を活用した早期対応策の結果

委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査を活用した早期対応策の結果」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： この全国学力・学習状況調査の報告に関連して、この場をお借りして、6月2日の中日東京新聞夕刊の「紙つぶて」に掲載された学力調査の公表問題に関する私の記事の訂正をさせていただきたい。昨年の全国学力・学習状況調査結果の校名公表の動きについて、「静岡県教育委員会は、平均点以上の学校の校長名だけを公表した」と書いてしまったが、正しくは知事が公表したものであって、記事は誤りであった。知事や教育委員会関係者に御迷惑をおかけしたことをお詫びしたい。

委員 長： 引き続き、質疑等はあるか。

委員 員： 配布資料の最初に、この早期対応策の目的として「8月に予定されている文部科学省による平成26年度全国学力・学習状況調査結果の発表を待たずに、各学校が独自に採点・集計等を行うことで、児童生徒の学力保障への早期対応を実現する」と書かれているが、「学力保障への早期対応」の意味が分かりにくいので、分かりやすい言葉に置き換えてメッセージとして意味をなすようにしてほしい。

また、目的として3点が挙げられているが、これには順番があるはずだと思う。1つ目の「各学校が独自に採点・集計等を行う」が大きな方針であり、それを受けて2つ目の「調査問題の採点を通して、教員の資質向上を図る」となるが、これでは教員の何の資質を向上させる

のかが分からない。このままではむしろ教育現場に軋轢を生ずる恐れがあり、この表現は適切ではないと思う。どのような表現がいいのかは教育委員会のメッセージとしても重要なポイントなので、この場で審議してもらいたい。

そして、3つ目の「県及び市町教育委員会は、教育施策の成果と課題を検証し、児童生徒の学力向上対策に活用する」は、表現として理解はできるが、「児童生徒の学力向上対策」の中には、教育現場における指導のあり方、教員の資質向上の問題、その他の教育環境の改善の問題も含まれるという認識でよいか。表現だけでは何のメッセージかが明確ではないので、そこを整理して報告してほしい。特に、「学力保障」と「学力向上」の2つの用語が出ていて分かりにくいので、意味合いについて説明してほしい。

また、教員の資質向上だが、この試験問題には選択式と記述式があり、記述式では採点に幅があるので、教員としての予測の技が問われて研修になるかもしれない。ただ、これは本質的な話ではないと思う。むしろ大事なのは、教育現場における指導が児童生徒に伝わるかを問うのが教員として重要なのであって、そのことを各学校が考えていかなければいけない。そのため、3番目の「児童生徒の学力向上対策に活用する」について、県教育委員会としてまとめることと、各学校でまとめることは峻別しなければいけない。先生がやること、学校がやること、県または市町の教育委員会がやることをもっと明確にして、メッセージとしてまとめてほしい。

なお、8月の文部科学省の発表を待たずに早めにこの取組を行う意味であるが、「県教育委員会として全体の集計の見通しはこうだ」と早期にアナウンスすると、各学校・市町教育委員会はそのデータを基に自分たちの学校や市町の結果を判断することになる。それによって各学校や市町教育委員会がやるべきことに生かされるように使ってもらえなければありがたい。単なる競争に利用するのではなく、教育手法の改善のために活用してもらうことを徹底してもらえればありがたい。

義務教育課長： まず、文言の整理であるが、「学力保障」は学力向上のための授業の充実等を意味している。

興 委 員： そうであれば「児童生徒への学力保障への早期対応を実現する」のは学校が行うのか。具体的には「学力保障」は誰が担当し、どのような取組なのか。

義務教育課長： 早期対応策は、学校・市町教育委員会・県教育委員会のすべてが主体となって行う取組である。そして、「学力保障」と「学力向上」であるが、大きな意味の違いはなく、学力を伸ばすという目的においては同じことである。

斉 藤 委 員： 用語としては「学力向上」に統一した方が分かりやすいのではないか。

溝 口 委 員： 「学力保障」は学校で担当し、「学力向上」は市町教育委員会で担当するものということではないか。

興 委 員： 私もそのように感じる。

次に、「教員の資質向上」について明確に説明してほしい。

義務教育課長： 教員の資質向上は、先生が自校採点をする中で子どもたちの定着度を知り、自らの授業を振り返ってもらう機会にするというものである。

興 委 員： 表現を置き換えたほうがよい。

義務教育課長： 承知した。

興 委 員： 目的の1点目は、学校だけでなく、教員・学校・市町教育委員会・県教育委員会のすべての関係者が心がけていくことのようなのだ。そうであれば1点目は非常に大きな括りであり、2点目は教員に対して期待されること、3点目は市町教育委員会と書かれているが、場合によってはこの中に学校という言葉を入れて「そのようなセクターが果たすこと」と書いてもらえると、最初は大きなこと、教員に対して、セクターに対してというようにしてくれると、もっとクリアになってくる。もう一度、見直しをすることが必要だと思う。

義務教育課人事監： 表現が分かりにくくて申し訳ない。「8月に予定されている文部科学省による平成26年度全国学力・学習状況調査結果の発表を待たずに」という部分で御意見もあったが、今までのことを考えると、8月に結果が来てからでは調査を受けた児童生徒に対する対応が遅れてしまうという反省点がある。今回、夏休み前に学校の先生や児童生徒自身が結果を把握することができる。県教育委員会が、本県の状況を分析して夏休み前に伝えることで、先生方が夏休み前に「ここを重点的にがんばろう」と児童生徒に指導できる。小学校6年生・中学校3年生への対応を素早くできるという趣旨で、「学力保障」という言葉を使用したものである。

溝 口 委 員： 別件であるが、資料「2 早期対応参加状況」の「(2)参加学級数」では中学生の参加学級数が37.9パーセントで、半数以下となっているが、その理由はあるのか。

義務教育課長： 県内35市町中、ほとんどの33市町が参加しているが、学校全体での参加の市町と一部のみ参加の市町がある。その中で抽出したため、このような数字となっている。

溝 口 委 員： 市町としてはほとんどが参加しているが、その市町でも参加していない学校があるということか。

義務教育課人事監： 例えば、学年で3クラスあっても、早期対応策にはそのうちの1クラスのみが参加した、という中学校もある。

溝 口 委 員： そうであれば、データの信憑性に不安がある。参加学級数が過半数を超えていないのに、県としての結果と言えるのか。例えば、一番良いクラスのみ抽出したというような作為性はないのか。データの信憑性のために、もう一つのデータとして学校総数と参加学校数の、学校の参加率も出してほしい。

義務教育課長： 抽出は無作為である。

斉 藤 委 員： 早期対応策はなるべく早くやってほしいと思う。選択式であればどこを間違えたのか、記述式であればどのように書けばよかったのかを早



く捉えて、それを授業改善に生かすべきである。データが不十分であったとしても、むしろ完璧を求めるよりもスピードが大切である。このデータを学力向上に生かせるのであれば、早期対応策の結果を県民に公表する必要もないのではないか。

委員 長： 参加はボランティアであるが、早期対応策の参加校にどのような効果が生まれたのかを報告する必要がある。それをすることによって、参加しなかったところにも「自校採点をやると早めに子どもたちの状況が分かるので、このような対策を立てることができた」が分かれば、この早期対応策の取組が広がっていくと思う。今年はまだ一年目なので参加率は高くないが、しっかり取り組んでほしい。

全国学力・学習状況調査で好成績を挙げている秋田県ではこのような自校採点が県内各地で非常に高い確率で行われており、それを学んで静岡県でも始めたと聞いている。テストは実施後すぐに結果が分かって反省しないと意味がなく、半年後に講評をもらっても問題を思い出さずだけで時間がかかってしまう。できるだけ早く結果を出し、その結果に対してどのように対応するのか、まだ卒業まで時間がある間に修正することも大切である。一年目の取組としてはこれでいいが、広がるように施策を展開してほしい。

高橋委員： 人事監が説明してくれたが、自校採点した学校では、この調査を受けた児童生徒になるべく早く結果を返すような対応をしていると理解していいか。

義務教育課人事監： そのような学校もあると聞いている。

高橋委員： その子どもたちも「良かった」と感じており、また先生たちも時間や手間をかけたが自分のためにもなり、なおかつ主役である子どもたちのためになったと感じている、ということか。

義務教育課人事監： そうである。校内研修の一貫として教職員全員で採点し、国語の先生が授業でその結果を生徒に配って、「ここはこうだね」と一緒に確認をした、という取組をしている中学校もある。

高橋委員： その結果、「このように良かった」という子どもたちや教職員の声広がっていくことで、早期対応策に真剣に取り組んだ甲斐があったことになる。ぜひ、成果が子どもたちに還元されるようお願いする。

義務教育課人事監： 承知した。

興委員： 自校採点をして早期にその結果を生かしていくという言葉はいいと思うが、関係者によって、どのような形で生かしていくのかは多種多様でいいと思う。成果や手法で共有化されるものが出てくることを期待しており、手法を共有する文化をシステムとして作ってくれるとありがたい。単に点数に注目するのではなく、教育の現場に良い影響を与えるような早期対応策にするよう、関係者に理解してもらってほしい。

溝口委員： 親としての感想であるが、今回はがんばったとは思いますが、この結果を見るとまだまだ記述力の弱さがある。記述力を身に付けるには時間がかかるので、夏休み前に対応してもらい、保護者が夏休みに意識して

家庭学習で勉強を見てあげてほしい。夏休みはまとまった時間が取れるので、夏休み前に課題を明示し、学校現場だけでなく家庭にも協力体制をお願いすると効果的になると思う。

興 委 員： 秋田県でも早期対応策に取り組んでいるとのことだが、秋田県ではこの時点でどのように公表しているのか。また、他の都道府県や市町教育委員会で同等の取組があるとするならば、どのような成果が上がっていて公表はどうしているのか。それらについても併せて説明してほしい。

義務教育課長： 秋田県の取組については、昨年視察して今回の参考にさせていただいたが、ほぼ全校で早期対応策を行い、早期対応結果は公表していない。早期対応策の数値はあくまで参考値であり、正式な結果は8月に出てくるので、県全体の現状と課題を把握するためだけに活用しているとのことであった。他にも早期対応策で自校採点を行っている都道府県には福井県や高知県があるが、両県とも抽出校のみの実施である。参加する際には採点の手間などの作業が発生するため、ボランティアで協力してくれる学校だけの抽出となっているからである。

興 委 員： この審議は公開の場で、「秋田県は結果を公表していない」と発表した。そのことを秋田県は了解しているのか。

義務教育課長： そうである。今日、このような会議で紹介しても問題がないということを確認している。

興 委 員： 福井県はどうか。

義務教育課長： 福井県も同じである。

委 員 長： 最初は報告書の語句についていろいろな意見が出た。県民全体の共同責任ということは分かるが、共同責任というのは逆に無責任になってしまう恐れがある。行政の文書は主語が消えてしまうことがあるが、誰に何を求めているのかをはっきり分かるような表現にしてほしい。県教育委員会ができること、市町教育委員会ができることには限りがあり、現場の学校もやることが細分化されている。「誰が」という主語を分かるような形で努力目標を明記しないと、「みんなでやりましよう」と綺麗な文書で終わってしまい、誰も行動しないということもありうる。そのようなことがないようにしてほしい。その点は興委員の御意見に賛成である。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 平成26年度第1回静岡県ネット安全・安心協議会

委 員 長： 報告事項21頁「報告事項3 平成26年度第1回静岡県ネット安全・安心協議会」について、北川社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： このネット安全・安心協議会では、インターネットの有害サイトをフィルタリングで防ぐという目的にポイントを絞り込んで、業者にも協力をお願いしている。しかし、家庭とのつながりが非常に大切だと思うので、保護者会をやったり、校長名で保護者宛の通知文書を出したりして、情報を伝えて家庭にも協力をお願いしてほしい。

社会教育課長： 昨年度も「静岡県のケータイ・スマホルール」を作成して配布したり、小学5年生から中学3年生までの子どもや保護者を対象に、年間180校程度で携帯電話使用に関する出張講座を開催したりしている。また、「大人のためのネット安全・安心講座」も小中学校の先生やPTA役員、地域の方々を対象に年33回開催しているなど、あの手この手で発信する努力をしている。

溝口委員： 親の立場で考えると、携帯電話を購入する際、子どもの名義ではなく親の名義で購入することが多い。販売する側も子どもが使用するとは知らずに販売しているケースもあると思う。いかにインターネットが危険なのかを伝えていかないと、親も子の当事者意識も広がっていかない。販売店の理解を求めよう努力しているとは思いますが、家庭でもセーフティ環境の設定ができる。そのことも併せて伝えてほしい。インターネットのブロックについても、フィルタリング以外にも方法があるので、提示してほしい。

なお、ケータイ・スマホの現在の深刻な問題は、有害サイトよりも、ラインなどのSNSでいじめなども起こっていることである。その注意喚起もしてほしい。ネット上の架空空間だと感じて危機感もなく密室に入り込んでしまう子どもたちも多いが、彼らへの指導はどうなっているのか。

社会教育課長： 親よりも子どもの方がインターネットを使いこなしており、親が安心していても、親の想像を越えて子どもたちが問題に巻き込まれているという現状がある。そのようなことも踏まえて取組をしているが、今後も県民の声や今の御意見も参考に検討していく。

斉藤委員： 親は子どもにケータイを与えると、手放さなくなることを心配しており、実際にそうなって困り果てている親も多い。ケータイ依存の問題で家庭学習時間も減少して、学力低下にも影響している。そのことを親に訴えれば賛同してくれると思うので、親に対する情報提供は有害サイトに限らず幅広く行っていくべきである。

溝口委員： 親がネット依存になっている家庭もあるかもしれない。今後、親子の会話がスマホで行われることがないようにしてほしい。

興委員： 資料は詳細で理解できたが、印象としては新聞報道の方が、ポイントが明確に見えていて分かりやすい。今回の一番のポイントは、調査対象がどこまで及んで、データの信頼性がどれほどあるのかということであるが、資料だけではよく分からない。3年間も継続して調査をしているが、政令市の静岡・浜松市は調査の対象になっていない。調査

の意味を政策的にどのように使用していくのか考えてほしい。単にデータとして発表するのではなく、そもそも政策遂行のためにどのように活用するのかという観点から調査すべきである。

また、資料には保護者の役割や販売店の責務も書かれているが、彼らのフィルタリング利用の状況も極めて重要なデータなので、それも含めて調査してほしい。フィルタリングを使っているかだけでなく、保護者がどのような対応をしているかも併せて調査すると意味のあるものになってくる。そうすると保護者に対して教育委員会がどのような依頼をしたらいいのかも見えてくる。そのことも含めて調査の意義を担当部署で検討して、県教育委員会として両政令市や市町教育委員会の協力も得るような取組も併せてしていただくよう、工夫してほしい。それがないと、県教育委員会だけの取組となってしまう、効果的ではない。

高橋委員： 「フィルタの利用率が高校生で年々上がっている」という説明があったが、その理由は何か。保護者が意識を持ったのか、販売業者の取組によるものか、または高校生が学校等で指導されたことが影響しているのか。

社会教育課長： 今は調べていないが、保護者の調査として講座の中で今のような観点でアンケートをとって、調査・研究していきたい。

高橋委員： 何が有効なのかが分かるといいと思う。

委員長： このような問題が起こったときに、子どもたちに情報を与えないような施策をとる場合が多いが、結果的にどこから知ることかを考えると、難しいと思う。子どもたちに知らせないまま時間が経過し、友達などから裏情報として知ると影響力が大きいように思う。昨日の「地域とともにある学校づくり検討委員会」の席上で民間の委員から指摘されたが、日本の性教育は一番遅れており、学校でも触れてはいけないとして秘密にしていることが多いが、子どもは成長とともに性に興味を持ち、学校教育以外で知識を得て、その中で青年層のエイズ等の問題も増えているという。無菌培養で子どもたちを有害情報から隔離するのは幼児期においては効果的だが、成長過程では逆に情報を提供し、子どもたち自身にどのような被害が及ぶ可能性があるのかを教えていかねばならない。現在のインターネットの問題の一つに「フィッシング詐欺」がある。興味を持つものを調べたときがフィッシング詐欺の始まりとなるが、そのような危険性があることを子どもたちに教えることは、そのような情報が入らないようにすることと同じまたはそれ以上に大切である。それも早い時期からやるべきであり、間違った情報が外から入る前に、学校教育の中で「君たちの周りにはこのような危険がある」ということをしっかり教えることが大事である。フィルタリングが無意味だと言うつもりはないが、子どもたちはどんどん成長していくので、いくら情報に障壁を作ってもいずれは乗り越えられてしまう。乗り越えられたときに、どのように振る舞うのかを学校で

教える必要があるのではないか。

さて、他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)  
委 員 長： 報告事項3を了承した。

#### 【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

#### <非>報告事項4 平成26年6月県議会定例会への報告事項

委 員 長： 報告事項26頁「報告事項4 平成26年6月県議会定例会への報告事項」、河野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 浜松湖北高等学校の入札はなぜ上手くいかなかったのか。

財 務 課 長： 理由はいろいろあるが、秋に消費税増税が決定したことをきっかけに建築資材の高騰が起こったことと、東日本大震災の復興によって職人が不足して労務費が上がっていることにより、それまでの標準単価より費用が高騰していることが背景にある。

興 委 員： 東日本大震災の影響はよく言われているが、一般的な工事での単価の高騰状況はどうか。

財 務 課 長： 今年2月に単価改定をして、それに対応している。

興 委 員： 単価が上がっているが、国費等でそれに見合うような措置をしてきたということか。

財 務 課 長： 国費は間に合わなかったが、県費については財政当局とこれから相談していく。

興 委 員： これから相談するのか。

財 務 課 長： 2月の単価改定の前にすでに入札して仮契約してあった案件もある。それは議会の議決によって本契約に移行するものであり、その設計をした際には単価は上がっていなかったため、業者に問い合わせをして業者から要請があれば単価を上げるよう国から指示があった。まだ業者への問い合わせをしていないので、これから要請があれば差額分を上げていくことになる。そうする中で、予算が足りなくなることもあるので、そこについて財政当局とこれから相談していくということである。

興 委 員： 今の県の予算制度は、議会承認を得た金額が上限となり、基本的に議会で承認された契約を上回る契約はできないということか。

財 務 課 長： 変更契約を結ぶ際には、改めて議会の議決が必要になる。

興 委 員： 手続き的には議会承認を得れば済むのか。

財 務 課 長： 改めて承認が必要であるが、契約の時期をいつにするのかという問題もある。

- 興 委 員： 単価高騰等によって業者との契約が不調に陥ることもあるのか。
- 財 務 課 長： そうならないようにしていく。
- 溝 口 委 員： 今年度も不調に終わり、延期される可能性はないのか。
- 財 務 課 長： 開校に影響しないよう、今年度中に工事が完了するようにしたい。
- 興 委 員： 資料について言うと、26 頁の説明は 28 頁の表と比べて適切ではない。  
それは、遅れている理由として「計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと」と「国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になったこと」との記載があるが、「日時を要したこと及び国の補正予算に係る着手が年度末になったこと」と書くべきである。  
そうしたほうが分かりやすい説明になると思うので、今後、配慮してほしい。
- 財 務 課 長： これについては各部局に同じような案件があり、議案のとりまとめを所管している財政課で表現の雛形を調整しているので、教育委員から御意見があったことを財政課に伝える。
- 興 委 員： ぜひそうしてほしい。
- 委 員 長： あまり細かい審議は分かりにくいですが、他に異議はないか。
- 全 委 員： （特になし）
- 委 員 長： 報告事項 4 を了承した。

#### 【閉会】

- 委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 26 年度第 5 回教育委員会定例会を閉会とする。